

令和3年度 箕輪町防災交流施設(仮)基本設計業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本実施要領は、箕輪町防災交流施設(仮)建設工事の設計者を公募型プロポーザルにより選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 令和3年度箕輪町防災交流施設(仮)基本設計業務委託
- (2) 業務内容 ①「箕輪町防災交流施設(仮)」建築工事の基本設計業務
② 本業務には建築部分の基本設計(建築設計、構造設計、電気設備設計、機械設備設計)のほか、敷地調査、外構等、「箕輪町防災交流施設(仮)」建設工事に関わる基本設計業務を含む。
③ 本業務には建築基準法等、関係法令、条例に定められる申請業務を含む。(申請手数料は別途清算とする。)
※ 実施設計業務(意図伝達業務を除く。)、工事監理業務については、本業務の受注者と随意契約を行う予定。
- (3) 施設の場所 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 9503 番地 外
- (4) 履行期間 基本設計 令和4年5月中旬～令和4年8月中旬まで
実施設計 令和4年9月～令和5年1月まで(予定)
工事監理業務 令和5年5月～令和6年3月まで(予定)

3. 「箕輪町防災交流施設(仮)」建設工事の概要

- (1) 事業計画 基本設計・実施設計等(2.(4)参照)
(予定) 建設工事(令和5年5月～令和6年3月末)
開所(令和6年4月)
- (2) 事業内容 建物用途:交流施設
平成31年国土交通省告示第98号別添二第十二号第1類
所在地:長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 9503 番地 外
想定規模:延床面積 1,200 m²以内
構造及び階数は提案による。
概算事業費:450,000 千円税込み
(外構工事費及び太陽光発電設備費を含め、地盤改良費は含まない。)

4. 提案項目

別紙2 令和3年度 箕輪町防災交流施設(仮)基本設計業務委託公募型プロポーザル技術提案書作成要領による。

5. プロポーザルの参加資格

プロポーザルの参加資格は、以下の(1)に掲げる要件を満たしている単体企業、または(2)に掲げる要件を満たしている設計業務共同企業体であること。

なお、プロポーザル参加者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 単体企業
- ① 本実施要領等発表時において、箕輪町建設工事等入札参加資格者名簿、または長野県建設工事入札参加資格者名簿に登録された、設計・測量・建設コンサルタント事業者であること。
 - ② 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録をしていること。
 - ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ④ 契約締結までの間に、箕輪町及び長野県から指名停止を受けている者でないこと。
 - ⑤ 長野県内に本社を有する者であり、国税及び市町村税並びに市町村へ納める料金に未納がないこと。
 - ⑥ 平成24年4月1日以降に完成した、延床面積1,000㎡程度の新築に関する設計業務の実績を有する者であること。
- (2) 設計業務共同企業体
- ① 上記(1)の①から④の全ての要件を満たしている者により構成される設計業務共同体であること。
 - ② 構成員のうち代表となる者は、長野県内に本社を有する者であり、国税及び市町村税並びに市町村へ納める料金に未納がないこと。
 - ③ 構成員のうち1者は、上記(1)⑥の要件を満たすこと。
- (3) 応募に関する制限
- ① 応募は1点のみとする。
 - ② 応募の際、協力者(専門分野における技術の提供を行うものをいう)を加えることは可とするが、一方でその協力者が自ら応募者となることはできない。
 - ③ 応募者は、「箕輪町防災交流施設(仮)」基本設計業務委託公募型プロポーザル審査委員から直接、または間接に支援を受けることはできない。

6. 審査方法及び審査項目

本プロポーザルは、設計案ではなく設計者を選ぶことを重視した、公募型プロポーザルとし、二段階審査方式で実施する。プロポーザルの審査項目は次に掲げるものとし、第一次審査、二次審査は選定委員による審査会で審査し、最優秀者及び次点を箕輪町において決定する。

(1) 第一次審査 別紙 1「参加表明書 記載要領」による。

① 事務所の実力（業務経歴等）

- ・ 主要業務並びに類似業務の実績
- ・ 専門分野別の保有技術者数
- ・ 繁忙度

② 担当チームの能力（技術職員の経験および能力）

- ・ 資格の適切性
- ・ 業務の経験実績
- ・ 手持業務量

③ 基本概念提案書

- ・ 提案される防災交流施設の基本概念について、「箕輪町防災交流施設(仮)基本計画」に沿ったものとし、A4サイズ 1 枚以内に考え方や取り組みを記載すること。（書式や表現は自由とする。）

(2) 第二次審査 別紙 2「技術提案書 作成要領」による。

① 第一次審査で選定された参加者に対して、新たに技術提案書の提出を求め、提案内容に関するヒアリング及び審査を実施し、「箕輪町防災交流施設(仮)」建設工事に最適な基本設計業務委託候補者を選定する。

② 審査方法は、「箕輪町防災交流施設(仮)基本計画」をどう理解し、施設の設計をどのように進めようとしているのか、基本的な考え方等について文章及びそれを補足する図案、イラストなどで構成された提案について評価するものとする。

③ ヒアリング及び審査会議は、非公開とする。

7. 参加表明書及び技術提案書の作成様式

参加表明書については、別紙 1「参加表明書記載要領」に基づき作成すること。

技術提案書については、別紙 2「技術提案書作成要領」に基づき作成すること。

なお、別紙 2 については、一次審査合格者に通知する。

8. ヒアリングの実施

第一次審査でのヒアリングは、実施しない。

第二次審査のヒアリングは、提案者による技術提案書の説明とあわせて実施する。ヒアリング日時、場所、留意事項は別途通知する。ヒアリングは非公開にて実施する。

9. 手続等担当部署及び問い合わせ先

(1) 〒399-4695 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 10298 番地

箕輪町役場 企画振興課 まちづくり政策係

電話／0265-79-3152 FAX／0265-79-0230

E-Mail／kizai@town.minowa.lg.jp

(2) 設計プロポーザル参加表明書記載要領等の交付期間等

① 交付期間:令和4年2月7日(月)から2月17日(木)

② 交付方法:箕輪町ホームページトップページ > 町政情報 > 基本計画 > 個別計画 > 箕輪町防災交流施設(仮)基本計画

https://www.town.minowa.lg.jp/kikaku/kikaku_bousaikouryushisetsu.html

(3) 第一次審査 参加表明書の提出期限等

① 提出期限:令和4年2月17日(木) 正午まで

② 提出場所:上記9.(1)に同じ

③ 提出方法:持参または郵送(郵送の場合は期限必着のこと)

④ 提出部数:正本1部 副本12部

基本概念提案書の正本には記名・押印し、副本への記名・押印はしないこと。

⑤ その他:一次審査に関する質問は受け付けない。

(4) 第一次審査結果の通知

第一次審査結果は、令和4年3月上旬に参加表明書を提出した設計事務所に書面により通知する。選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

なお、参加表明書提出時に、宛先を記入の上、切手84円を貼付した結果通知用封筒を合わせて提出すること。

(5) 第二次審査(第一次審査で選定された参加者のみ)技術提案書の提出

① 提出期限:令和4年4月11日(月) 正午まで(予定)

② 提出場所:上記9.(1)に同じ

③ 提出方法:持参または郵送

④ 提出部数:正本1部 副本12部

正本には記名・押印し、副本への記名・押印はしないこと。

また、様式5のみ、提案書副本すべての巻末に綴込みを行う

こととし、記名・押印は行わないこと。

- ⑤ その他:技術提案書に関する質問は、メールまたはFAXにて受け付ける。
書式は、様式第6号 質問書を使用すること。質問への回答は、
第二次審査参加者全員にE-mailで通知する。
質問の受付期間は令和4年3月3日(木)~3月11日(金)
現場説明会は令和4年3月上旬予定
ヒアリングは令和4年4月27日(水)を予定しているが、詳細については別途E-Mail等で通知する。
- (6) 第二次審査結果の通知
第二次審査の結果は、令和4年5月上旬に、技術提案書を提出した全社に書面により通知する。選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。
なお、技術提案書提出の際に、宛名を記入の上、切手84円を貼付した結果通知送付用封筒を合わせて提出すること。

10. その他

- (1) 無効となる参加表明書または技術提案書
参加表明書または技術提案書が次に該当する場合は無効となる。なお、無効となったときは、その時点でプロポーザル参加者としては失格とする。
- ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
 - ② 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ③ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - ⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ⑦ 審査結果に影響を与える工作等不正な行為が行われたもの
- (2) 受注資格の喪失
本件業務を受注した設計事務所等(協力を受ける他の設計事務所等を含む。)が製造業及び建設業と資本、人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し、または当該工事を請け負うことができない。
- (3) 提出に伴う費用
参加表明書または技術提案書の作成及び提出に伴う費用のすべては、参加表明者または技術提案書を提出する者の負担とする。
- (4) 業務委託契約
委託料は、町が別に定める箕輪町防災交流施設(仮)設計業務に関わる基本設計委託料の算定基準により計算し、予算範囲内とする。新たに設計者から見積徴収し確認のうえ、随意契約とする。今後、発注予定の実施設計業務、工事監理業務費、別途

工事に関する設計業務等については、予算の範囲内において協議とする。

(5) 契約締結の交渉

町は、本プロポーザルにおける最優秀者との間で契約締結交渉を行う。ただし、最優秀者に事故等あり、契約が不調となった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。

(6) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病気休職、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。

(7) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(8) 提出された参加表明書及び技術提案書は、返却しない。

なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、当該建築の設計委託候補者の選定以外に、提出者に無断で使用しない。

(9) 技術提案書作成のために箕輪町から受領した資料は、箕輪町の許可なく公表し、または使用することはできない。

(10) FAX等の通信事故については、箕輪町はいかなる責任も負わない。

(11) 計画地の一部について用地取得を予定しているため、取得が困難な場合、事業中止、遅延等が生じる可能性がある。

(12) この要領に定めるもののほか、必要な事項については、箕輪町が別に定める。